

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（下線部が改正部分）
（ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項）

改正案

現行

目次

第一章～第三章 （略）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節～第四節の二十七 （略）

第四節の二十八 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）

第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十一）

第五節～第九節 （略）

第五章 （略）

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

目次

第一章～第三章 （同上）

第四章 （同上）

第一節～第四節の二十七 （同上）

第四節の二十八 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）

第五節～第九節 （同上）

第五章 （同上）

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 （同上）

送 信 設 備		許 容 偏 差	
一、五 (略) 六、次に掲げる送信設備 (一) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備 (第四十九条の三十一において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備 (第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表	五〇	(略)	上限(パーセント)
	五〇	(略)	下限(パーセント)

送 信 設 備		許 容 偏 差	
一、五 (同上) 六、四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備 (第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)	五〇	(同上)	上限(パーセント)
	五〇	(同上)	下限(パーセント)

の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）		
七十七 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2・20 (略)

21 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一二デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信(施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯

副次的に発する電波の限度

七十七 (同上)	(同上)	(同上)
----------	------	------

2・3 (同上)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (同上)

2・20 (同上)

21 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動中継局並びに時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一二デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯

副次的に発する電波の限度

22 (略)	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	(略)
	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	(略)
	三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	(略)
	一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	(略)
	二、五〇五 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	一・二 (略) 三 二〇〇 MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局 ア 陸上移動局の受信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) センシベル以下の値 イ ア以外の無線局の受信装置
22 (同上)	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	(同上)
	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	(同上)
	三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	(同上)
	一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	(同上)
	二、五〇五 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	一・二 (同上)
22 (同上)	二、五三五 MHz 以上	(同上)
	(略)	(略)
	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) センシベル以下の値	(略)
	六 デシベル以下の値	(略)
	(略)	(略)

第四節の二十九 二〇〇 MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備
 (二〇〇 MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の三十一 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

二 変調信号の送信速度は、毎秒五〇〇キロビット以上であること。

三 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

2 前項の基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。
ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に二〇ワットの空中線電力を加えた時の値以下となる

場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

四 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五MHz離れた周波数の $(\pm)2.4$ MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より三〇デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇MHz離れた周波数の $(\pm)2.4$ MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低い値であること。

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二 送信装置の空中線電力は、五ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。
ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に五ワットの空中線電力を加えた時の値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

四 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五MHz離れた周波数の $(\pm)2.4$ MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より二一デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇MHz離れた周波数の $(\pm)2.4$ MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四一デシベル以

無線局の周波数

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHz を超え 470MHz 以下	1 (略) 2 陸上局 (注 18、20、22、24) (1)～(3) (略) (4) その他の陸上局 (注 44) ア 100MHz を超え 142MHz 以下のもの及び 162.0375MHz を超え	(略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1～5 (同上)	(同上)	(同上)
6 100MHz を超え 470MHz 以下	1 (同上) 2 陸上局 (注 18、20、22、24) (1)～(3) (同上) (4) その他の陸上局 (注 44) ア 100MHz を超え 142MHz 以下のもの及び 162.0375MHz を超え	(同上)

	235MHz 以下のもの (注 28、51) イ～エ (略) 3 移動局 (注 18、20、22、 24) (1)・(2) (略) (3) その他の移動局 (注 44) ア 100MHz を超え 142MHz 以下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、51) イ～エ (略) 4～10 (略)	(略)
7～9 (略)	(略)	(略)

注 1～50 (略)

51 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、5 (10⁻⁶) とする。

別表第二号 (第 6 条関係)

	235MHz 以下のもの (注 28) イ～エ (同上) 3 移動局 (注 18、20、22、 24) (1)・(2) (同上) (3) その他の移動局 (注 44) ア 100MHz を超え 142MHz 以下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28) イ～エ (同上) 4～10 (同上)	(同上)
7～9 (同上)	(同上)	(同上)

注 1～50 (同上)

別表第二号 (第 6 条関係)

第1～第55 (略)

第56 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、4.9MHzとする。

別表第三号 (第7条関係)

1～48 (略)

49 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
50 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から49までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

第1～第55 (同上)

別表第三号 (第7条関係)

1～48 (同上)

49 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から48までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。